第3章 伊賀市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- 1. 伊賀市のこれまでの取り組み
- (1) 上野城下町における歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み

【城内の歴史的景観保全に関わる取り組み】

上野城内においては、昭和39年(1964)の市役所庁舎をはじめ、学校ほか公共施設 群が建設されたが、この際、設計者である建築家・坂倉準三の提唱により、これら公 共施設の高さが抑制され、上野市駅をはじめ城下町エリアからみる上野城の眺望景観 が保全されてきた。

平成29年(2017)12月には、国重要文化財俳聖殿や市指定文化財伊賀文化産業城をはじめ、旧上野市庁舎・上野西小学校体育館・白鳳公園レストハウスが日本イコモス国内委員会により「伊賀上野城下町の文化的景観~旧城下町の都市景観にあわせた近代建築群の代表例」として「日本の20世紀遺産20選」の1つに選定された。旧上野市庁舎は、平成31年(2019)3月に市指定文化財に指定され、上野城跡において、こうした近代建築と城跡の良好な景観を維持しつつ、史跡としての本質的な価値の顕在化に取り組んでいる。



俳聖殿 (国重文)



伊賀文化産業城 (市指定)



旧上野市庁舎(市指定)



上野西小学校体育館



白鳳公園レストハウス

城内において唯一武家屋敷の長屋門として残された市指定有形文化財成瀬平馬家 長屋門は、まち巡り拠点施設整備事業として半解体による調査成果をもとに保存整備 が行われた。また、成瀬平馬家屋敷跡では、発掘調査により江戸期の武家屋敷の遺 構が確認された。



成瀬平馬家長屋門(市指定)



成瀬平馬家長屋門内部



成瀬平馬家屋敷跡の発掘調査

城内には明治21年(1888)に建てられた北泉家住宅(旧上野警察署庁舎)や明治33年 (1900)に建てられた三重県第三中学校校舎、城下の小田町には明治14年(1881)に建てられた旧小田小学校本館といった明治期の建築物が3棟残されている。旧上野警察署庁舎は、三重県各地の警察庁舎のモデルと言われ、今にその姿を伝えており、旧小田小学校本館は教育関係資料などを展示する文化財施設として親しまれている。また旧三重県第三中学校校舎は現在の県立上野高等学校の施設として利活用され、令和3年 (2021)11月~令和4年(2022)12月末にかけて、その文化財的価値を維持しながら耐震補強工事を実施し、完了した。







旧小田小学校本館(県指定)

北泉家住宅(旧上野警察署庁舎)(国登録)

旧三重県第三中学校校舎(県指定)

一方、伊賀鉄道伊賀線の上野市駅舎は、令和元年度 (2019)に耐震補強等の工事が完了し、外観は建設当時に 近い姿に補修された。駅舎とともに桑町跨線橋・小田拱橋・小田第二暗渠は、大正期の鉄道開業時の姿を今に伝える建造物であり、伊賀地域の近代化を示す文化財として令和2年(2020)7月に国登録有形文化財となった。



伊賀鉄道上野市駅舎 (国登録)

【城下町の歴史的景観保全に関わる取り組み】

伊賀市では、平成に入ってから本格的に景観形成に

関するまちづくり事業に取り組み、市民との協働による「だんじりの映える景観大賞」といった、歴史的景観資源に着目する取り組みを行ってきたが、平成16年(2004)、三筋町の上野天神祭巡行路沿いに高層マンションの建設が計画され、伝統的な町並みの景観保全や、日照権の問題から住民訴訟問題となった。その後も城下町区域内における高層マンションやビジネスホテルの立地の動きがあり、歴史的な都市景観の保全に対する危機意識が高まりをみせている。

市ではすでに平成13年度(2001)、「上野市(当時)ふるさと景観条例」を制定していたが、当該マンション建設予定地が景観重点地区外に位置しており、また景観法制定以前の条例であったことから、景観保全に対する法的な担保性の不足が課題とされた。こうした経緯から、景観法に基づき、平成18年(2006)に三重県下初の景観行政団体となるとともに、平成20年(2008)に景観計画を策定するに至った。

一方、上野相生町に所在する県指定有形文化財の入交家住宅や上野忍町に所在する国登録有形文化財の赤井家住宅は、文化財としての整備が実施され、展示・活動の空間として利活用されるとともに、城下に残る武家屋敷として城下の町並みの保存に

寄与している。また、上野玄蕃町に所在する国登録有形文化財の中森家住宅は、若き 日の松尾芭蕉が仕えた藤堂新七郎家の家臣屋敷の姿を留めており、主屋の瓦屋根を葺 き替えた美観向上事業に取り組み、町並みの保存に寄与している。



入交家住宅(県指定)



赤井家住宅 (国登録)



中森家住宅 (国登録)

また、人口減少や少子高齢化に伴い、全国的に空家等の増加が問題となっており、 適正に管理されず放置された空家等が防災、防犯、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。これに対し、市では、平成25年(2013)4月に「伊賀市空家等の適正管理に関する条例」を定め、国は平成26年(2014)11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(空家法)を制定した。法の整備に伴い空家等の適正な管理を促してきたが、様々な要因で改善されていない現状があり、平成28年(2016)5月、空家法に基づき伊賀市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため「伊賀市空家等対策計画」を策定した。基本的な理念は、地域の特性を踏まえ、安

心して暮らせる地域の実現を目指し、空家法に基づく 措置を進め、活用可能な空家等を「地域資源」として 活用を推進することにある。

この理念に基づき、上野城下町(中心市街地)において、城下町に点在する空家等を歴史的資源として捉え、活用していく古民家再生事業「伊賀上野城下町ホテル」事業を平成31年(2019)3月から始め、分散型ホテル「NIPPONIA HOTEL(ニッポニアホテル)伊賀上野城下町」として令和2年(2020)11月1日に全3棟のうち、2棟(「栄楽館」(国登録)・「旧廣部邸」)がオープンした。

栄楽館はフロントやレストラン、3 つの客室を備えた中心施設として「KANMURI(かんむり)」と命名。 レストランでは伊賀牛や伊賀米など地元の食材を使ったランチ、ディナーが楽しめる。母屋と土蔵、倉庫を改修して3室を設けた旧廣部邸は、伝統工芸・伊賀組紐の代表的な組み方「高麗組」から「KOURAI(こうら



栄楽館 (国登録) ホテル名「KANMURI(かんむり)」



旧廣部邸 ホテル名「KOURAII(こうらい)」

い)」と名付けられた。両棟は上野天神宮(菅原神社)を挟んで約500 メートル離れた位置にあり、ともに「上野天神祭のダンジリ行事」の鬼行列やだんじりが目の前を通り、歴史的風致の維持に寄与している。

H 旧福森邸 ホテル名「MITAKE (みたけ)」

また、令和3年(2021)5月には3棟目として「旧福森邸」が「MITAKE(みたけ)」としてオープンし、歴史的な建造物の保存や城下町の景観の維持に寄与している。

令和4~5年度にかけて上野城下町区域において物件調査とともに新たな施設開業に向けて取り組んでいる。

【歴史的風致を活かした中心市街地活性化の取り組み】

伊賀市においては、中心市街地活性化基本計画(第1期: 平成20年(2008)11月~平成26年(2014)10月)を策定し、まちなかの活性化方針の柱として、上野城下町の歴史的景観の活用を挙げた。この計画に基づき、街なみ環境整備事業、社会資本整備総合交付金事業等により道路の美装化やポケットパーク整備等を行うとともに、これと平行して「中心市街地活性化協議会」や「うえのまち風景づくり協議会」など、地域住民と行政との協働によるまちづくり体制も整えられてきた。

そして、令和2年(2020)3月には「伊賀市中心市街地活性化基本計画(第2期)」を 策定したが、令和6年度(2024)まで延長し、事業期間5年間として取り組んでいる。

また、平成29年(2017)2月22日、当市は「忍者市」を宣言し、4月5日には「忍びの里 伊賀・甲賀―リアル忍者を求めて」が日本遺産の認定を受け、上野城跡(平楽寺跡)や伊賀流忍者博物館、忍町(赤井家住宅)、修験道の松本院といった指定文化財や関連施設等が構成文化財となっており、リアル忍者のストーリーをもとに作成した案内看板を設置し、上野城跡と城下町への誘客に取り組んでいる。

上野西町に所在する旧松生邸は、令和元年(2019)10 月に「西町や かかん」と改称し、地元の食材などを提供しつつ、城下町の新たなにぎわい創出を目指し、リニューアルオープンしている。

令和2年(2020) 12月からは、市指定有形文化財である旧上野市庁舎の図書館を中心とした複合施設の整備や市指定有形文化財の成瀬平馬家長屋門とその屋敷跡地での忍者体験施設の整備について、民間活力を導入し、中心市街地における新たな賑わい創出する事業として「賑わい忍者回廊創出プロジェクト」として、令和4年(2022) 9月には、特別目的会社と契約を締結し、伊賀上野城下町の歴史的な街並みの保全、アフターコロナ時代における観光まちづくりなどの視点を加えつつ、人と地域が成長し続けることができる空間を創出するため、上野公園から城下町エリアを結ぶ導線を「にぎわい忍者回廊」と位置づけ、「伊賀市にぎわい忍者回廊整備に関するPFI事業」として公民一体の事業として取り組んでいる。

また、令和5年(2023)年度には伊賀上野 DMO が代表主体とする「MIRAIGA プロジェクト」が観光庁の「歴史的資源を活用した観光まちづくり事業(モデル事業)」に採択され、上野城跡及び城下町における歴史的資源を活かしたまちづくりの推進や伊賀市観光振興ビジョンに掲げる市民熱量の向上に向けた取り組みを行なっている。

(2) 街道沿いにおける歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み

【街道宿場町における取り組み】

街道宿場町の歴史的資源の活用については、合併前の各町村において推進され、常 夜灯の維持管理やサイン設置、かつての宿屋の分布などを示す案内板設置等が進めら れてきた。

旧大山田村では、かつて賑わいのあった伊賀街道の風情を残そうと、地域特産の「いぶし瓦の鬼瓦」をデザインコンセプトに用い、先に設置されていた常夜灯や街道の旅人の姿をイメージした「いぶし瓦の常夜灯」を街道沿いに設置している。

旧青山町の拠点地区である初瀬街道阿保宿では、昭和 50 年代後半頃まで宿屋が残り、造り酒屋の風景とともに宿場町の風情を残していた。宿場町の町並みに沿った水路が保存され、木津川から導水した水が流れる景観は、本市の街道沿線における代表的な取り組み結果のひとつとして挙げられる。

また、旅籠「たわらや」の跡地には、平成17年(2005)に「初瀬街道交流の館たわらや」が整備され、伊勢参りの往時の賑わいを物語る講看板(県指定文化財)が100枚近く保存・展示されているほか、「初瀬街道まつり」の開催など地域の情報発信・交流の拠点となっている。

このほか、市内各地の旧宿場町において、古い家屋、商店等が「伊賀まちかど博物館」(三重県:平成12年(2000)3月~)として活用されている。

宿場町に残されている街道の景観や雰囲気を残す歴史的な建造物等の掘り起こしを行い、所有者の協力を得て調査や記録に取り組んでいる。また、その成果をもとに文化財的な位置づけや今後の保存や活用に対して所有者の理解が得られた場合は、指定や登録、重点区域においては歴史的風致形成建造物の候補・指定を進めている。

(3) 文化財の保護に関する取り組み

【史跡の保存整備】

上野城については、平成7年度(1995)に「史跡上野城跡保存管理計画書」を策定し、平成11年度(1999)から平成13年度(2001)にかけて実施した城代屋敷跡(旧筒井本丸跡)の発掘調査を行った。その成果を受けて「史跡上野城跡保存整備(前期)実施計画」を策定し、その後の調査成果も踏まえて、城代屋敷跡の台所門付近の復元整備、屋敷跡の遺構平面整備、建物跡表示を実施した。

伊賀国庁跡は、国史跡指定後の平成22年度(2010)から公有化を進めるとともに、 平成23年度(2011)には「保存管理計画」を策定し、平成26年度(2014)から平成27年度 (2015)に「整備活用基本計画」を策定。平成30 年度(2018)に基本設計、令和元年度 (2019)に実施設計を作成し、令和2年度(2020)から現地での保存整備工事に着手している。

また、伊賀国分寺跡は、築地塀跡とされる低い土塁で囲まれる寺域の公有化が図られ、都市公園となっている。現地には良好に遺構が残され、詳細な地形測量により中門、金堂、講堂、塔など、主な寺院の建物が揃った本格的な寺院であることが明らかになっている。環境整備作業が継続して行われ、基壇や柱の礎石の抜き取り痕といった遺構を間近に見ることができ、寺域の広さを実感できるようになっている。隣接して長楽山廃寺も国史跡指定を受けており、民有地で山林の様相を呈しているが、金堂や講堂といった主要な遺構の残存が確認されている。

【『伊賀市の文化財』冊子の刊行と活用】

平成 16 年 (2004) 11 月、6 市町村が合併して伊賀市が誕生し、新市での文化財冊子の刊行を求める声が強く、合併後に新たに文化財指定を受けたものも増えてきたため、平成 24 年度 (2012) に冊子刊行のための事業に本格的に着手し、指定文化財 430件(国 43 県 106 市 281) 登録文化財 19 件(国 17 市 2) を掲載した冊子の刊行を行った。文化財冊子は、指定・登録文化財をカラー写真と解説文で紹介するもので、冊子で紹介した文化財の内容について、市ホームページにも順次公開している。また、冊子作成時に撮影した文化財写真については、資料館等にも掲示し、市内の文化財啓発の一助としている。

【登録文化財について】

伊賀市では、平成8年(1996)に設けられた国登録有形文化財制度の導入後、令和 元年度(2019)末現在、県下で最も多い48件となっている。

国登録有形文化財制度導入以降に実施された調査により『市街地建造物緊急調査』や『上野の町家と街並み』といった報告書を作成したことで、国登録有形文化財候補建造物のピックアップが容易となり、ある程度計画的に登録手続きを進めることができた。現在は、調査済みの建造物以外に、調査報告書刊行後に調査を実施した建造物の新規登録も増えてきているが、一般社団法人三重県建築士会伊賀支部から登録候補となる建造物所有者への働きかけや、登録に向けた所見や図面等の資料作成の協力を得て意見具申を進めている。今後、伊賀市ではヘリテージマネージャーの育成と現地調査に力を注ぐ必要があり、令和元年度からヘリテージマネージャー活動支援事業に着手し、新たな指定・登録文化財など歴史的遺産の掘り起こしに努めている。また一般社団法人三重県建築士会は国登録有形文化財のトレーディングカードを発行して啓発に努めており、「みえ登録有形文化財建造物友の会」等と更なる連携を進めていく。

国登録有形文化財は、活用により保存していく文化財であるが、上野城下町に点在 しており、景観の維持に寄与している重要な存在である。重点区域を中心に国登録有 形文化財の掘り起こしや調査を実施し、登録有形文化財の普及・啓発に努め、所有者の協力を得て、登録作業を進める。

その他、文化財としての価値に着目し、保存、継承及び活用のための措置が必要と 認められるものについては、伊賀市登録文化財として登録することができる。

【無形民俗文化財について】

上野天神祭は、歴史が約400年前からと古く、そのことからいち早く三重県指定無形民俗文化財(指定年月日:昭和31年(1956)5月2日)となり、鬼面(同:昭和38年(1963)9月12日)や楼車幕・金具(同:昭和37年(1962)2月14日)の一部も、三重県指定を受けた文化財となっている。しかし、歴史が古いことから、祭りに関わる道具類の傷みも激しく、また、祭りを催行する城下町13町の後継者が不足し、将来への継承が危ぶまれた。平成9年度(1997)から10年度(1998)まで、三重県による映像と報告書による記録作成事業を開始し、さらに平成11年度(1999)から12年度(2000)まで国の補助事業「伝統文化伝承保存事業」の採択を受け、学識経験者を中心とした民俗文化財の専門家らで組織する本格的な「上野天神祭民俗調査団」を組織し、各祭り町に調査員が入り、より正確で詳細な記録保存のための聞き取り調査が開始された。それらにより『上野天神祭総合調査報告書』が取りまとめられ、その後、平成14年(2002)2月12日、上野天神祭が、我が国が誇る貴重な文化財として認められ「上野天神祭のダンジリ行事」として国指定重要無形民俗文化財に指定された。

三重県及び国の事業支援は、上野天神祭の後継者育成にも同時に当てられた。祭りを催行する13町の中間年齢層(30~50歳代)で構成する「お祭り同好会」を結成し、これまで、隣の町にさえ立ち入ることが許されなかった状況から、後継者不足という危機感を共有した町衆が、垣根を越えて後継者の育成に協働して動き出した。特に、鍛冶町は楼車町だが、当時の戸数16戸、人口43人(平成12年(2000)3月末当時)では、楼車囃子の継承も出来ず、祭りに楼車が出せない状況だったが、お祭り同好会が鍛冶町の支援に入り、広く囃子方を育成した結果、今では女性が囃子方の中心となって活躍しており、当時の後継者育成の芽が育ったことで、現在も祭礼の催行が継続できている例と言えよう。

かつては、市内一円で盛んに踊られてきたかんこ踊りも、社会構造の変化により多くの地区で継承が困難になり、現在まで保存・継承されている地区はわずかである。 廃絶した地域においては、道具や歌本、そしてかつて踊られていたという記憶さえも 消え去ろうとしていることから、平成22年度(2010)~24年度(2012)にかけて、 民俗学の専門家を中心に「伊賀市伝統文化活性化事業実行委員会」を組織し、伊賀市 域の悉皆調査と、現在も踊りが伝承されている地域の詳細調査及び映像記録作成を実 施し、その成果を『伊賀のかんこ踊り総合調査報告書』にまとめた。平成30年(2018) 3月8日に「勝手神社の神事踊」(山畑)が国重要無形民俗文化財に、平成31年(2019) 1月28日には「日置神社の神事踊」(下柘植・愛田)、「大江の鞨鼓踊」(川合)、「比自岐神社の祗園踊」(比自岐)が三重県指定無形民俗文化財に指定され、文化財として高く評価された。

また、伝承するかんこ踊りの公演事業やシンポジウム、歴史民俗資料館でのパネル展示、出前講座などを行い、それらを通じて調査結果や映像の市民への還流、普及啓発の機会としている。

「上野天神祭のダンジリ行事」は、平成28年(2016)にユネスコ無形文化遺産の「山・鉾・屋台行事」の1つに登載され、また「勝手神社の神事踊」は、令和4年(2022)にユネスコ無形文化財登録の「風流踊」の1つに登載され、保存会や地域、行政が一体となり保存と継承に向けた取組みを進めている。

【伝統工芸、伝統産業について】

伝統工芸として「伊賀焼」がある。近年は、茶道の高まりにより丸柱地区やその周辺に点在する窯元で創作活動が続けられている。昭和57年(1982)には通産(現、経済産業)大臣指定伝統的工芸品に指定されている。

窯元それぞれが、現代の生活に合う、工夫を凝らした陶器の生産を行うとともに、市内に店を構え、販売にも力を入れている。丸柱地区には窯元がまとまって所在し、バックヤードとしての赤松の林とその周辺の田園風景、登り窯に代表される窯や煙突、陶器の製作、乾燥といった焼き物を作る里の風景が残されている。

伝統工芸を活用し体験の場としたり、窯出し祭りなどのイベントを地域活性化へ 結びつけたり、また、「食」との連携による魅力づくりなどにも取り組んでいる。ま た伊賀焼伝統技術保存会は、国史跡旧崇広堂において毎年、会員展を開き、今を生き る陶芸家の作品を通して伊賀焼の伝統について啓発している。

次に伝統産業として「伊賀組紐」がある。昭和51年(1976)には通産(現、経済産業) 大臣指定伝統的工芸品の指定を受けた。令和元年10月にはアメリカやイギリスなど 世界17か国の組みひも作家、研究者ら約170人が参加し、「組紐(くみひも)国際会 議」が開かれ、国史跡旧崇広堂において世界の組紐展として、参加者が持ち寄った組 紐など500点が展示された。

伊賀組紐は、伊賀焼と同様に、本来「衣食住」の文化と密接に結びついた実用品であり、同時に芸術でもあることから、「創る」行為と「使う」行為の体験の場にふさわしい要素を持つ。また、長年受け継がれてきた技法を、更に高いデザイン性のある商品としたり、新たな商品開発に挑戦したりと取り組みは広がっている。

【伊賀市文化財保存活用地域計画】

文化財を守り未来へ引き継ぐために地域全体でその継承に取り組み、文化財の魅力を活用した地域づくりの実現に向け、令和3~5年度(2021~2023)に計画を作成し、令和5年(2023)7月には文化庁から認定を受けた。

2. 伊賀市の歴史的風致を取り巻く現状

(1) 所有者による歴史的建造物の保存に関する現状

所有者の高齢化など文化財建造物の保存を担う後継者の不足に加え、所有者にかかる人的・経済的負担の増大に配慮しながら、これらの文化財を適切に保存していく手立てが必要である。

また近年、特に未指定の建造物については、維持管理にかかる手間と費用、後継者 不在等の理由から、建物が失われる事例が増えつつある。

上野旧城下においては、景観保全及び修景の観点から建造物の外観修理に対する一定の助成制度はあるものの、古い建造物については維持管理のコストが経済的にも労力的にも嵩み、所有者の大きな負担となっている。

居住している建物は、良好に維持管理されているものが多いものの、建物外観の近代化など、歴史的風情という点では劣化も進んでいる。

また、上野旧城下は、準防火地域の規制があるものの一部区域は消火栓、防火水槽の整備が不十分で、文化財建造物の防火の面でも改善が必要である。さらに、空き家の増加と老朽化が危惧されている。

上野城下町は、台地上に形成されたことから、城下町周囲には斜面樹林地が残されている。また、市内各地域に分布する歴史的建造物や歴史的町並みの多くは、盆地の緑豊かな自然と農業景観の中にあり、歴史的風致はこれらの周辺環境と一体となって存在している。特に島ヶ原地区の観菩提寺周辺の修正会を支える農村地域の歴史的景観や、丸柱地区の伊賀焼の燃料となる松の供給林などは、それ自体が歴史的風致の構成要素となっている。しかし、離農や講組織の消滅、窯業の衰退などからこうした景観が失われつつある。

上野城下町区域については、平成29 年(2017)、日本イコモス国内委員会により伊賀上野城下町の文化的景観~旧城下町の都市景観にあわせた近代建築群の代表例」として「日本の20 世紀遺産20 選」の1つに選定された。先人たちの取り組みにより残されてきた城下町の町並みと近代以降に建設された俳聖殿や旧上野市庁舎などの近代建築群の存在が文化的景観として高く評価された。

(2) 歴史的町並みに関する現状

上野城内は、明治初期の外堀埋め立てを契機に、城の内・外の区域、区分が不明確となった経緯がある。史跡内においては公有地と民有地が混在し、城内の景観が損なわれている。

上野城下町では、道路美装化や無電柱化による歴史的な景観整備は一部に留まっており、道路を横断している

本町通りの電線

電線類は、上野天神祭における楼車の巡行で支障が出ている。

また、観光客が歴史的な町並みを回遊できるよう、国登録文化財をまちづくり拠点に整備し、新たな国登録有形文化財の掘り起こしを促進しているが、こうした「点」的な保全・活用は進む一方、それらを「線」として捉えた町並みの連続性という視点からは対策が遅れている。

空き地や駐車場化等による従来建築物のファサードの統一性や、壁面線の連続性が 分断され、城下町としての趣が失われつつあり、現在では、旧城下の町並みの連続性 が残されている地域は限られている。

上野城は、伊賀市を代表するランドマークとして市民に親しまれてきた。城下から上野城が正面に見える通りを「城見通り」と呼び、視点場として位置づけられるが、現状では電線等が眺望を妨げるなどの状況にある。

城下町においては、上野天神祭のダンジリ行事の巡行ルートに沿う形で道路の美装化事業を進めるとともに、指定・登録された文化財の保存や、歴史的建造物を保存しながら活用する事業「NIPPONIA HOTEL(ニッポニアホテル)伊賀上野城下町」に取り組むことにより町並みや景観の維持・向上が図られている。また、城下町では、春には「城下町のおひなさん」、初夏には「伊賀上野NINJA フェスタ」、夏には「ライトアップイベントお城のまわり」や「市民夏のにぎわいフェスタ」、秋には「伊賀上野灯りの城下町」など、四季折々のまちの魅力を発信する取り組みを続けている。

一方、初瀬街道の阿保宿では春に「初瀬街道まつり」、大和街道の島ヶ原宿においては秋に「竹灯りの宴」といった季節に応じたイベントが地域の人々による取り組みとして継続されており、町並みや景観を活かした賑わいづくりがなされている。

指定・登録の文化財や歴史的な建造物の所有者においては、建造物の保存と町並みや景観への高い意識を有しているが、長期的な視点に立った維持管理や継承には不安を持っている。

(3) 市民意識の向上と歴史文化(無形民俗文化財)を継承する担い手の育成に関する 現状

上野天神祭を守り続けた町衆の活動は、上野城下町の象徴的な風景として継承されてきたが、近年は、商店数の減少、少子化など中心市街地の産業・人口の空洞化が進んでいる。

楼車町における囃子方の子どもや若い世代の減少に伴い、幼年世代から大人まで各世代にわたる体験・参加の積み重ねを通じた伝統の継承が難しくなりつつある。また、鬼町においても、本祭りでの巡行は、子鬼から大人の鬼まで百数十の人手が必要になるが、独特の「練り」を持つ鬼役は、自町居住者や縁故者以外は演じることが出来ず、演じ手の高齢化が進んでいる。

楼車本体も保存・修理が欠かせない一方で、祭りに彩りを添えている絢爛豪華な懸装幕・金具の損傷なども数多く見受けられ、修理や復元新調に伴う多額の経費負担が 生じている。

こうした事業については上野美術保存会が中心となり、専門家の指導・助言を受けながら継続的な修理を適切に実施しており、各まちがお囃子体験などを開催し、広く 参加者を募ることにより伝統文化の普及・啓発と担い手育成に努めている。

現在もかんこ踊りを継続する5地区では、人口減少や高齢化等による後継者不足などの問題に悩みながらも、保存会を中心に、保存・継承に向けた工夫をしながら、昔から受け継がれてきた地域の芸能を絶やさぬよう努力している。

しかし、近年はどの地区においても後継者の育成だけではなく、毎年新しく作り替える用具等の制作技術の継承に不安を感じたり、材料の孔雀や山鳥の尾羽根などの入手が困難になってきたりしている。

「山・鉾・屋台行事」は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う楼車の巡行を中心とした祭礼行事である。平成28年(2016)11月30日、上野城下町を舞台に行われる「上野天神祭のダンジリ行事」がその1つとしてユネスコ無形文化遺産に登録された。

また、かんこ踊りを継承する5地区のうち、平成30年(2018)3月に勝手神社の神事踊(山畑)が国重要無形民俗文化財に指定され、平成31年(2019)1月には日置神社の神事踊(下柘植・愛田)、大江の鞨鼓踊(川合)、比自岐神社の祇園踊(比自岐)が県指定無形民俗文化財に指定された。伊賀のかんこ踊りの文化財的価値の高さと踊りを継承しようとする地域の活動が評価された。

このように、無形民俗文化財は、地域や保存会の中心となって後世へ継承するための取り組みが続けられている。

(4) 文化財活用と機会の提供に関する現状

市内には県下で最も多い数の指定文化財、遺跡があるが、現在、建造物や史跡などの普段から観覧できる資源を除き、書跡・典籍、仏像等美術工芸品など、貴重な文化財を広く一般公開し、収蔵する施設がない。一方、歴史的資料の調査・研究に従事・協力する学芸員等の専門性を持った人材の確保に努めている。

上野天神祭やかんこ踊りなどの各地域の祭礼や伊賀焼・伊賀組紐の伝統を積極的に紹介するなど、伝統文化に触れることのできる学習の場や機会が少ないのも現状であり、それらを保存する団体などに対しても連携が不十分なこともあり、周知、啓発の面で広がりが出ていない。

「上野天神祭のダンジリ行事」では親子で城下町を歩きながらダンジリを見学したり、お囃子を体験したりするなどの取り組みを継続している。

(5) 歴史的風致を活用した観光・交流促進・情報発信に関する現状

上野城下町においては、上野城跡内の文化財建造物、史跡等の見学者を城下町へ誘導するため、ウォーキングトレイルや道路美装化等により歴史的町並みを回遊する仕掛け作りは徐々に進んでいるが、駐車場不足の解消、散策ルート、誘導サインの充実、情報発信などの取り組みが今後も引き続き重要となっている。

また、市内に広く所在する多様な歴史的町並みを回遊するネットワーク構築が遅れており、各地域における駐車場の整備などの自動車交通への対応に加え、鉄道・バス・自転車などのさまざまな交通手段によって各地域を結ぶ取り組み、パンフレットなど紙媒体のほか、インターネットを活用した情報サービスなど、さまざまな取り組みが遅れている。

平成29 年 (2017) 年4 月、「伊賀」(三重県伊賀市)と「甲賀」(滋賀県甲賀市)が持つ忍者を中心としたストーリー「忍びの里 伊賀・甲賀 ーリアル忍者を求めて一」が日本遺産に認定された。日本遺産は、日本の文化や伝統を語るストーリーを文化庁が認定し、地域にある魅力的な歴史遺産の活用を通じて、観光振興や地域活性化に役立てようとする制度であり、映像やパンフレットの作成、世界へ情報発信に対応した多言語化への取り組み、構成文化財への誘客のための案内や説明看板の設置等取り組みを継続している。

3. 課題のまとめ

前項1・2で整理したこれまでの本市における取り組みと現状を踏まえた上で、本 市の歴史的風致を取り巻く課題を整理すると以下のようになる。

(1)課題:所有者による歴史的建造物等の保全

- ・歴史的建造物を守っていく後継者が不足している。
- 歴史的な建造物の維持管理コストが嵩んでいる。
- ・歴史的建造物が文化財指定・文化財登録等の保存の措置が講ぜられることなく滅失 していく事例が増えつつある。
- ・建物が滅失すると、城下町では「線・面」として捉えた町並みの連続性が崩れ、結果として城下町としての趣が失われる。
- ・市街地周辺部の歴史的建造物の周辺における農地、里山、河川などの歴史的風致を構成する周辺環境も、人々の努力により保全されているが、人口減少による維持の 限界がある。

(2)課題:歴史的町並みの保全

- ・城下町におけるまちづくりが、旧外堀の内側(城内)と外側が認識できず、城下町 という歴史的な景観形成を阻んでいる。
- ・史跡内の公有地と民有地が混在し、本来の城内の景観が失われている。

- ・外堀を復元し、城内と城下町の区別をはっきりさせるとともに防火・防災の役割の 付加を検討する。
- ・林立する電柱や無造作に張り巡らされた電線、周辺景観にマッチしない無機質な建造物や看板等、景観の質的な改善と眺望景観を阻害する要素の発生を抑制しなければならない。

(3)課題:市民意識の向上と歴史文化を継承する担い手の育成

- ・人口減少や高齢化、若い世代の減少に伴う伝統文化の継承が難しくなりつつあり、 独自の演じ手の高齢化が顕著になっている。
- ・転入者については、伝統文化の新たな担い手として育成する必要がある。
- ・伝統文化を維持するための修理や復元にかかる多額の経費負担が問題となっており、 毎年新しく作り替える用具等の材料の入手も、制作技術の継承も困難になってきて いる。
- ・伊賀市内では文化財等の保存や活動・普及や啓発・観光客へのおもてなしを目的と した団体等が活動している。今後、少子化や高齢化といった課題の中で、こうした 団体等の主体的な活動が今後、さらに大きな支えになっていくことが予想され、人 材確保に向けた取り組みが必要である。

(4)課題:文化財活用と機会の提供

- ・特別な機会を与えないと観覧できない文化財を、広く一般公開して周知・収蔵する 施設がない。
- ・歴史資料の調査・研究に従事する学芸員等の専門職員が他都市と比較して少ない。
- ・伝統文化に触れることのできる学習の場や機会が不足している。
- ・伝統文化を保存する団体との連携が不十分といわざるを得ず、周知や啓発の部分で 広がりが出ていない。

(5)課題:観光・交流促進・情報発信

- ・城下町の文化財建造物や歴史的建造物等を散策するルート案内や誘導サインが不足 し、来訪者を城下町に誘導し切れていない。また、それらを含めた情報発信などの 取り組みが不十分。
- ・城下町と市周辺部の歴史的な町並みを結ぶ交通・情報ネットワークの構築が遅れ、 観光が上野城下町に偏っている。
- ・歴史的な町並みを残す周辺部の観光拠点でも、駐車場の整備の遅れ、鉄道・バス・ 自転車の活用啓発、パンフレットなど紙媒体や情報サービスなど、さまざまな取組 に遅れが見られる。

4. 伊賀市の各種計画との関連性

(1) 第2次伊賀市総合計画

本市では、「第2次伊賀市総合計画」において、本市の将来像を「ひとが輝く 地域が輝く 伊賀市 ~勇気と覚悟が未来を創る~」としている。本市は、歴史と伝統に根ざした史跡・祭り・工芸品などの文化資産を今に伝えるまちであり、地域固有の文化・歴史を尊重し個性を伸ばすために、町並みや景観保全など環境や生活空間に着目した取り組みを推進している。

■計画期間:平成26年度(2014)~10年間

■計画の前提:人口 2010 年 97, 207 人⇒2020 年約 89,000 人 (2030 年約 80,000 人)

■計画の制度:人口 2010 中 97, 207 人 → 2020 中 新 89, 000 人 (2030 中 新 80, 000 人)		
将来像	ひとが輝く 地域が輝く 伊賀市 ~勇気と覚悟が未来を創る~	
と基本	■「市民」が主体となり地域の個性が生きた自治の形成	
理念	■持続可能な共生地域の形成	
	■交流と連携による創造的な地域の形成	
3つの	1.「安全・安心」~市民の暮らしの「安全・安心」を確保します~	
基本政	2. 「活力」〜自立・持続できる「活力」を創出していきます〜	
策	→歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり	
	3. 人・地域づくり~未来のまちづくりを担う「人・地域づくり」を進めます~	
	→文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり	
第1次	【市街地・景観】	
·第 2	歴史や文化で培われてきた城下町で	■主な事業
次	ある中心市街地の魅力を再認識し、その	①歴史的な街なみに調和した環境整備事業
再生計	魅力を市内外に発信する。	②伊賀市景観計画に定める景観形成基準と
画	自然風景や城下町の伝統・風格を活か	の建築行為等の適合審査
	した魅力ある景観形成をめざす。	③景観形成対象物の補修・保全行為等の助
		成
		④重点風景地区内での建築等に対する助成
	【歴史・文化財】	
	伊賀は、いにしえより東西文化の結節	■主な事業
	点であり、独自の歴史と文化を形成して	①歴史的風致維持向上計画の進行管理の取
	きた。こうした本市の歴史や文化財につ	り組み、歴史的な町並み等の保存整備
	いて、市民共通の財産として大切に保存	②文化財調查•保存整備事業
	し将来へ引き継いでいくとともに、地域	③『伊賀市史』編さん事業
	の魅力として再発見し、郷土を愛する心	④史跡等環境整備事業
	を醸成する。	

伊賀市都市マスタープラン

市町村の総合計画や三重県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえて、都市の将来像や土地利用の基本方針、都市施設(道路、公園、下水道等)の配置方針等を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、市町村レベルでの都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

■伊賀市の将来都市像

市民の安全安心な暮らしと地域力による内発的発展をめざす 伊賀流多核連携型都市 』

- ・「多核連携型の都市構成」を基本に、「攻め」(価値創造)と「守り」(生活維持・向上)のバランスのとれた都市づくりをめざします。
- ・地域共生社会の仕組みと連携し、伊賀らしい歴史・文化の継承、地域産業の内発的振興を進める 都市構造を構築します。
- ■都市づくりの目標 (歴史まちづくりに関連する目標)

【目標1】都市の魅力継承と更なる向上

- →伊賀市特有の豊かな自然環境や景観を守り、生かすことで、伊賀らしさを追求した都市を 形成します。また、地域の人々によって守り伝えられてきた貴重な「歴史・文化資産」を 保全・活用し、伊賀らしい「都市の姿」を保持することで、歴史・文化の拠点を継承しま す。
- ■都市づくりの戦略方針 (歴史まちづくりに関連するエリア)
 - ◆上野中心広域的拠点のまちづくり

【実現目標】

伊賀上野城下町の文化的景観の継承と住みよさが共存する 「暮らしと文化的景観が紡ぐ交流拠点の形成」

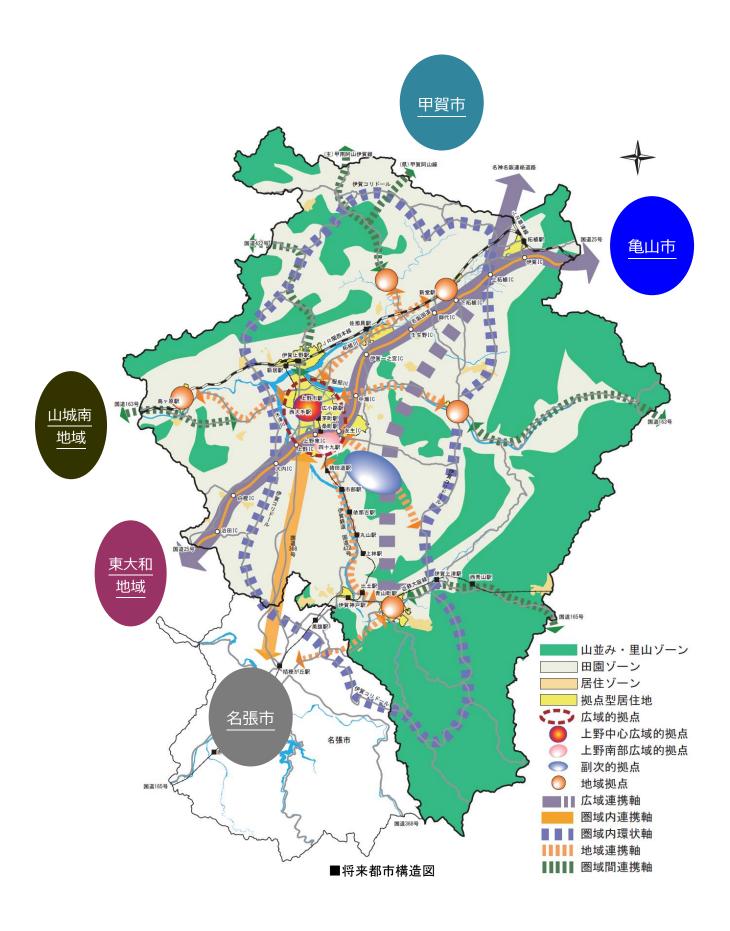
◆地域拠点のまちづくり

【実現目標】

地域共生社会と都市計画が連携した、地域の高齢化に対する守りの砦としての「地域主導の攻め(価値創造)と守り(生活維持・向上)の拠点づくり」

◎拠点形成の進め方

旧島ヶ原宿、旧阿保宿は、歴史的風致維持向上計画の重点地区に位置付けられており、 その計画と連携した拠点づくりを進めます。



(3) 伊賀市景観計画 (平成 20 年 (2008) ~)

伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画(平成 20 年~)

本市では、景観法に基づき2種類の景観計画を策定している。

「伊賀市景観計画」では、全市域を景観計画区域として景観形成方針及び基準を 定めるとともに、後述の重点風景地区のその周辺部を城下町の風景区域(一般区域・ 重点地区)と定め、別途、景観形成基準を設けている。

城下町地域には、文化財や史跡などとともに、城下町の基盤となる数多くの町家が残され、城下町らしい落ち着いた佇まいを見せている。これらは次第にその姿を消しつつあるが、その存在は地域住民のみならず、市民の誇りともなっている。

「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画」では、上野天神祭において、 だんじり・鬼行列が巡行する「三筋町」と街道筋、並びに歴史的趣きの深い寺院が 建ち並ぶ寺町地区を重点風景地区として景観形成方針及び基準を設定している。

これら2つの景観計画で定める城下町の景観計画区域においては、だんじりが映える町並み景観の形成を図るため、建築物の高さ・形態・色などを制限しつつ、さらに、景観形成対象物及び景観重要建造物等を指定し、歴史的町並み及び歴史的に重要な建造物の保全・修復・再生を図っている。

■景観形成のテーマ

伊賀盆地の広がりの中に、城下町、宿場町、農村集落、田園地域、丘陵地や河川等の自然地、新たな市街地等がコンパクトに、そして悠久の歴史性を偲ばせながら個性的な風景を構成する、伊賀市の景観特性を踏まえ、景観形成のテーマを以下のとおりとする。

テーマ "伊賀盆地のふるさと風景づくり"

城下町の風景

・町の記憶を継承するだんじ りが映える町並み景観

緑のリングと大盆地の風景

- ・大盆地内から眺める美しい山並み景観
- ・山地から眺める田園地域に浮かぶ城下町等の ふるさと景観

街道筋の風景

- ・歴史的趣きが今なお感じられる宿場町景観
- ・山、里、まち、川沿い等で 異なった表情が見られる 街道筋景観

名阪国道沿道の風景

・多くの来訪者が目にする伊 賀らしい車窓からの景観

川の風景

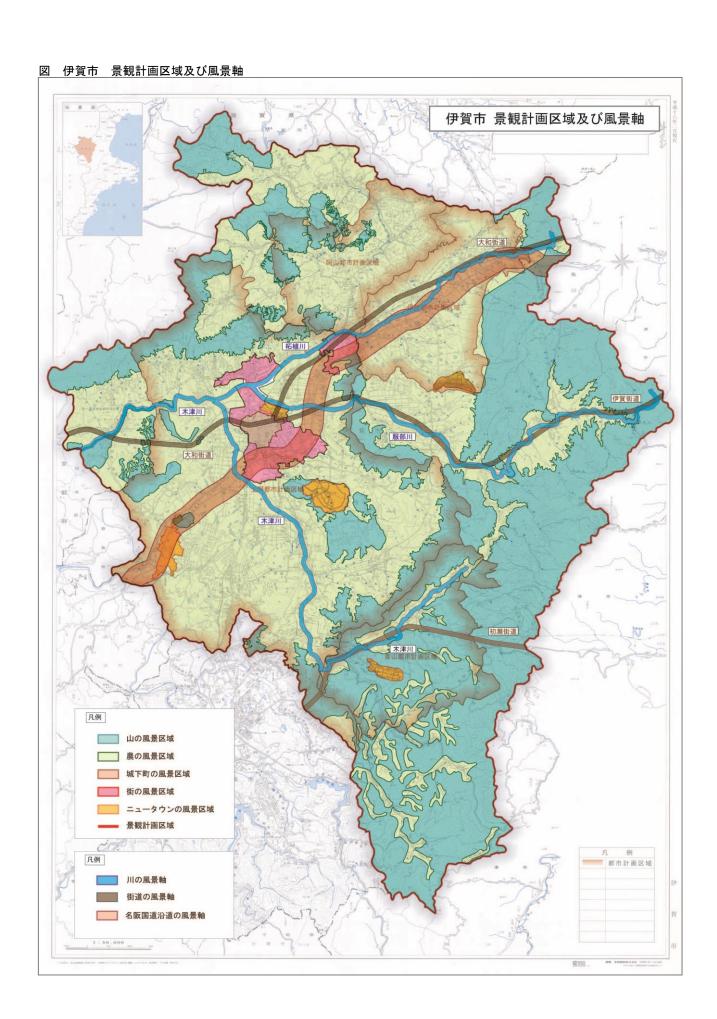
・谷川、野川、市街地を流れる都市河川など多彩な表情が見られる河川景観

ニュータウンの風景

・美しいまちづくりを目指し、 計画的に形成された住宅地 等の景観

ヒューマンスケールの心地よい小盆地の風景

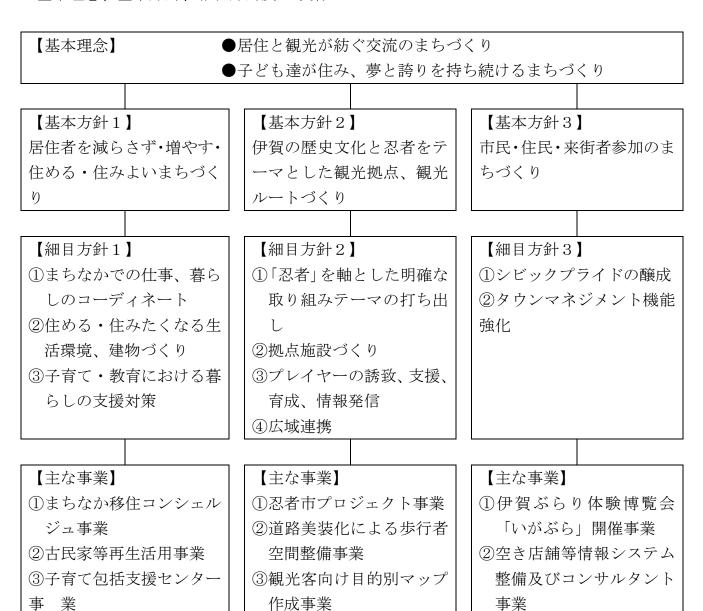
- ・開放的で広がりある田園景観
- ・なつかしさが感じられる里山と集落景観

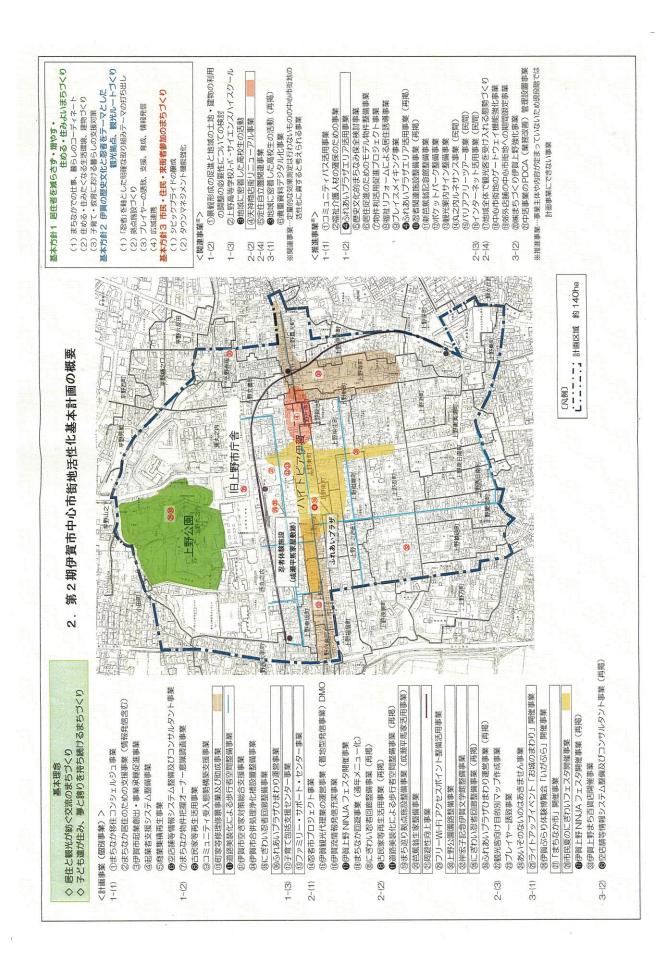


(4) 伊賀市中心市街地活性化基本計画(第2期)

中心市街地においては、上野城跡をはじめとして忍者屋敷・芭蕉翁記念館・俳聖殿など、 観光資源のほとんどが伊賀鉄道上野市駅北側に集積しており、来街者がまちなかに回遊し ていないのが現状である。そのことから、伊賀市では中心市街地活性化基本計画(第1期: 平成20年度(2008)~平成26年度(2014)、第2期:令和2年度(2020)~令和6年度 (2024))を策定し、まちなかの歴史的・文化的資源の維持・保存・活用を十分に検討し、 回遊性を生かし、歴史とともに伊賀独自の文化性を前面に出した地域資源の循環、地域連 携の活性化策を図ることとしている。

- ■計画名:第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画
- ■計画期間: 令和2年度(2020)~令和6年度(2024) 5年間
- ■基本理念、基本方針、細目方針及び事業





(5) 伊賀市観光振興ビジョン

価値観の多様化、心の豊かさや自分らしさを志向する意識の高まり、高齢者世代の増加、高度情報化、国際化、環境意識やまちづくりへの参加意識の高まり等、「観光」を取り巻く社会の環境が変化し、多様化しつつあるなか、これまで積み重ねられてきた数多くの取り組みを統合して体系化した計画となっている。

■計画期間:平成24年度(2012)~令和3年度(2021)

■基本理念

まち、さと、やまで培われてきた地域の宝に 出会い、味わい、わかちあう「場」をつくる

伊賀らしい観光の姿とは?

- ■「ささやかな本物に出会える博物館」をめざすこと
 - ■地域全体の活力につながる観光をめざすこと
- ■推進計画 (歴史まちづくりに関連する項目)
 - ◆歴史的資源の活用(上野城と藤堂高虎、松尾芭蕉、忍びの歴史背景など)
 - ◆暮らしの文化(伝統工芸の体験、町家暮らし・農家暮らしの体験、伊賀の食文化、 旧小田、旧博要小、県立上野高等学校明治校舎等学びの空間の活用など)
 - ◆文化・アート(伝統的祭りの継承と保存、歴史的景観や伝統工芸を活かしたアートの活用など)
 - ◆テーマ性豊かな交流促進(農山村と都市住民の交流促進、「芭蕉」「忍者」など国際的に認知された観光資源に関する国内、海外との交流促進と情報発信

■活用すべき伊賀市の歴史的資源

- ・上野城と藤堂高虎
- ・松尾芭蕉の暮らし振りや芭蕉の感性を育てた生活環境
- ・忍びの歴史背景と生活の本質(忍者五道等)
- ・街道をめぐる文化や現代に残る歴史的景観等
- ・伝統工芸の体験(伊賀組紐、伊賀焼等の産業観光)
- ・城下町、集落の景観(まち歩き、さと歩き)
- ・歴史ある学びの空間(旧崇広堂、旧小田小学校、旧博要小学校、県立上野高等学校明治校舎等)
- ・伝統的祭り(上野天神祭、かんこ踊り等)

(6) 伊賀市空家等対策計画

人口減少や少子高齢化に伴い、全国的に空家等の増加が問題となっており、適正に 管理されず放置された空家等が防災、防犯、衛生、景観など地域住民の生活環境に深 刻な影響を及ぼしている。

本市では、平成25年(2013)4月に条例を制定し空家等の適正な管理を促しているが、空家等の多くは様々な要因で改善されていないのが現状である。

伊賀市空家等対策計画を策定し、空き家の利活用と特定空家等の指導強化を進めてきた。しかし、市内の空き家は、今後急速に増加していくと考えられることから、第2次伊賀市空家等対策計画を策定し、本市の空き家対策を総合的かつ計画的に推進することを図る。

■計画期間

第 1 次伊賀市空家等対策計画 平成 28 年度 (2016) ~平成 31 年度 (2019) 第 2 次伊賀市空家等対策計画 令和 2 年度 (2020) ~令和 6 年度 (2024)

■基本理念

住み良さを実感し、安心して暮らせる 住生活の実現 ~安心 安全な 暮らしを実現できる しくみづくり~

■計画の重点目標

◆推進体制の整備

本計画を推進し、様々な取り組み施策を実行するためには、行政が主体となり 各機関が連携して推進体制の構築を図り、総合的に取り組む必要がある。また、 空家等対策計画の実施等について審議するために協議会を設置し、さらに部会を 設置することにより、空家等対策の実効性を高める。

◆「空き家バンク制度」の活用

所有者の意識調査では、空き家等の約半数が利活用可能な空き家であり、その 所有者の約半数が活用を図りたいとの意向を示している。こうしたことから、空 き家等の積極的な活用を図り、移住対策に繋げることが重要である。

「空き家バンク制度」は、賃貸や売買など不動産にかかる専門的知識や資格などが必要であるため、不動産協会や宅地建物取引業境界等の専門機関との業務連携や協定を締結するとともに、関係機関や団体、地域等と連携する。

(7) 国指定文化財の保存管理計画・整備計画

■上野城跡

- ・史跡上野城跡保存管理計画書(平成7年(1995)3月策定) 都市公園にもなっている史跡上野城跡について、地区区分した上でそれぞれの 地区の現況、遺構の意味づけを踏まえて文化財としての保存、活用を図るため の基本方針を定める。
- ・史跡上野城跡保存整備基本計画(平成10年(1998)3月) 史跡地に設定する5つのゾーン(筒井本丸・慶長本丸・外郭・施設・樹林地) の各々の保存整備の基本方針を定める。
- ・史跡上野城跡保存整備(前期)実施計画(平成14年(2002)3月) 史跡上野城跡・筒井本丸ゾーンの、整備の基本方針を定める。

■伊賀国庁跡

- ・史跡伊賀国庁跡保存管理計画書(平成24年(2012)3月策定) 平成21年(2009)7月23日付けで国史跡に指定された伊賀国庁跡について、 所有者との調整を図りつつ、史跡を適切に保存管理していくための現状変更等 の取扱基準を定める。
- ・史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画(平成28年(2016)3月策定) 史跡伊賀国庁跡の史跡整備を進める上での整備手法、史跡公園として利活用、 保全を図っていく方針を定める。

5. 伊賀市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

(1) 文化財の保存に関する方針

国、県、市指定文化財及び国登録有形文化財について、その所有者と協同して適切な維持管理及び修理を図るとともに公開活用に努め、市登録文化財についても所有者とともに適切な維持管理に努める。未指定の文化財については、文化財保護審議会や一般社団法人三重県建築士会伊賀支部、ヘリテージマネージャー、町並み保存を目的として設立されたNPO法人などの協力を得ながら、現地調査や文献調査を実施し、明らかとなった各々の歴史的価値などに応じて、文化財保護法や歴史まちづくり法、景観法などの各種法制度に基づいて価値付けを行い、適切な保存及び活用を図る。

また、伊賀市全域の文化財保護にかかる『文化財保存活用地域計画』や個別の指定 文化財にかかる『保存活用計画』の策定に努め、文化財の保存と活用・整備、維持管 理に伴う諸事業が円滑に進められるよう取り組みを進める。

・文化財調査・保存事業、美観向上事業、『文化財保存活用地域計画』や『保存活用 計画』などの策定及び既存の『保存管理計画』などの見直し

事業等に際して実施する発掘調査により、地域に眠る歴史資料や文化財の掘り起しが行われ、多くの歴史資料が蓄積されていることから、これらを体系的に整理し、『伊賀市史』などによりその成果を公表する。また、これと平行して、その調査成果をよりわかりやすい記述の形でも公表し、広く市民に啓発するとともに、小中学校で用いる郷土学習の副読本にも積極的に取り入れるなど、調査成果の活用を図る。発掘調査により地中から明らかになった遺構・遺物については、文化財保護の視点から、その周辺の景観を活かした形で保存整備し、地域の歴史遺産として活用していく。

• 『伊賀市史』編さん事業、埋蔵文化財発掘調査事業など

文化財の保存、展示、活用のための施設に関しては、歴史的資料の保存活用に必要な資料館などの文化施設を、公共施設最適化計画を踏まえて適切に配置するとともに、 所蔵する歴史的資料を調査・研究する専門職員の配置を検討する。

(2) 歴史的な町並みの保存・活用に関する方針

上野城は、明治期以降の近代化に伴ない城郭を形成していた櫓や武家屋敷、土塁や 堀などが姿を消し、城内と城外である城下町の区別がつきにくい状況にあり、本来あ るべき城郭の景観を取り戻していく必要がある。また城内には市民生活や観光・顕彰 に寄与する諸施設、指定や登録といった文化財等の歴史的な建造物が所在しており、 国史跡や公園、近現代建築群の今後のあり方について検討する必要がある。

また、上野城下町や街道宿場町において、江戸時代からの町割りが残り、かつ歴史的な建造物が立ち並ぶことで歴史的風情のある町並みを形成している区域においては、その中核となり、文化財として重要な歴史的建造物を「点」として保全するのみでなく、それと連担するその他の建造物についても良好な形で維持し、連続性のある「線」や「面」として町並みの維持を図る。

このため、築年数が古く、地域の伝統的な外観が良好な状態で残された建物について、その所有者と協同して適切な維持管理及び修理を図るとともに、新たに改築の際には町並みの景観と調和が確保されるよう景観計画等による誘導を図る。また、これと併せ、老朽危険建物の除去や、空き家・空き店舗対策も進めることにより、居住者にとっての利便性、快適性、安全性を確保しつつ、歴史的町並みと調和のとれた居住環境整備を図る。新たな歴史的・文化的な価値の高い建造物の掘り起こしに努め、文化財として指定あるいは登録することにより、その価値の保存を図っていくとともに、古民家等を再生し、利活用することにより歴史的な町並みの景観保全に努める。

上野文化センター活用事業、町家等修理修景事業、外堀復元事業、北泉家住宅主屋(旧上野警察署庁舎)活用事業、古民家等再生活用事業

(3) 歴史的遺産の周辺環境に関する方針

第2章において整理した、本市において維持、向上を図るべき歴史的風致は、城下町、街道宿場町、農村地域など、それぞれ立地する場所の自然的環境、社会的環境の特徴と不可分の関係にあることから、歴史的風致の維持及び向上にあたっては、これらの地域環境に則した施策を講じ、周辺環境の維持及び向上を一体的に行わなければならない。

特に道路、駐車場、公園、公的施設等のうち、文化財建造物や、歴史的な町並みと一体的に歴史的風致を構成するものについては、その整備・改修に際して、修景や電線類の整理、電柱の無電柱化・移設など、歴史的景観との調和に配慮を行う。また、文化財建造物や、歴史的な町並みの背景となる農地、自然環境の保全の取り組みについても各種施策との連携を図る。

道路美装化による歩行者空間整備事業、駐車場整備計画策定事業など

(4) 市民意識の向上と、歴史文化を継承する担い手の育成の方針

歴史的風致の維持及び向上のためには、地域住民による地域固有の歴史・文化への 理解と、価値観の共有が不可欠であることから、こうした市民意識の向上を図るため、

市の広報誌やホームページなどのさまざまな媒体を活用した広報の実施や各種イベントの開催を行うなど、市民意識の向上を図る必要がある。

地域に伝わる祭礼や伝統芸能の持続的な伝承に関しては、小中学校などを対象に、 上野天神祭や植木神社、比自岐神社等の祇園祭などの祭りや芸能などの伝統文化に関 する学習機会を提供するほか、広く一般の人々が気軽に伝統芸能を体験できる機会の 充実に努めるなど、担い手の確保や後継者育成へ向けた支援を行う。

また、俳聖松尾芭蕉の顕彰活動をはじめとして、特定地域あるいは特定テーマで活動している市民団体等に対し、意識の向上及び団体間の連携を図るとともに、リーダーとなるボランティアガイドや市民講師などの中核を担う人材の充実を図ることにより、歴史まちづくりの人的基盤の形成を図る。

• 民俗文化財伝承活用等事業など

(5) 歴史的風致を活用した観光・交流促進・情報発信に関する方針

伊賀市固有の歴史的風致の魅力は、市内各地域における歴史的景観、伝統的祭事、地場産業、食文化などの多様な要素により構成されていることを踏まえ、各地域の歴史的風致を体系的に整理し、その有機的な関係性を対外的に発信することにより、国内外の観光客の誘致と地域間交流の促進を図る。また、各地域を巡り歩く観光交流を支えるため、観光案内サインや情報発信・情報提供の充実を図るとともに、地域間移動の利便性向上を検討する。

特に上野城下町においては、中心市街地活性化に資する「歩いて巡るまちなか観光」の推進を念頭に置き、指定文化財、国登録文化財や未指定歴史的建造物も活用しながら、案内情報の発信や提供、駐車場の整備、ポケットパークや休憩施設等の整備などにより、上野城跡周辺から上野城下町を結ぶ回遊性を高めていく。

また、街道宿場町においても、鉄道駅、宿場町、社寺仏閣等の文化財建造物を結ぶルートを確保し、観光案内サインや情報発信を充実することにより、街道とその周辺の農村地域を巡る観光の推進を図る。

城下町や宿場町とともに忍者(「忍者市」宣言や日本遺産「忍者の里 伊賀・甲賀一リアル忍者を求めて」)・芭蕉といった普遍性の高い資産の普及・啓発に努める。日本遺産は、甲賀市と協働し、構成文化財に導く誘導・案内・説明看板等の設置を平成29年度(2017)から着手し、進捗を図ることにより市域全体へのインバウンドを含めた誘客を促進していく。

また、伊賀市ミュージアム青山讃頌舎を中心に伊賀市内に所在する豊かな歴史的・文化的・芸術的な資産を適切に保管するとともに広く公開・展示するといった活動を通じて観光振興を図っていく。

・歴史や文化を活かした着地型観光事業、観光案内サイン整備事業など

6. 計画推進体制

本計画の推進体制については、まちづくり部局である建設部・産業振興部と、文化財保護部局である教育委員会を計画推進の事務局とし、庁内の関係各課で組織される「伊賀市歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議」を新たに立ち上げ、計画推進のための庁内の連絡・調整の組織として位置づけた。また、国・県の関係機関との必要な協議を行い、相談や適切な支援を得る。

歴史まちづくり法第 11 条に基づき設置する「伊賀市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡・調整を行う。また、必要に応じて文化財・都市計画・景観等に関連する審議会、中心市街地活性化協議会、各地域のまちづくり協議会等と協議を行い、指導・助言を得るとともに、文化財の所有者・管理者や文化財等の保存・活用を行う市民や関係団体との連絡・調整及び支援を行いながら計画の推進を図る。

【計画の推進体制】

